

学術大会・支部学術大会の利益相反の取扱いに関する Q&A

Q1 学術大会での発表の場合の届出はどのようになっていますか。

A1 学術大会で発表・講演を行う場合は、発表者、研究責任者及び座長の報告が必須となります。

Q2 学術大会で発表する場合、利益相反の報告の対象期間はいつからいつまでですか。

A2 利益相反の報告対象期間は、前年1年間（1月1日～12月31日）までです。

Q3 学術大会での利益相反報告の掲載については、どのようになるのでしょうか。

A3 学術大会の抄録集及びスライド等で掲載されます。

[掲載例（学術大会 抄録集）]

・該当する報告内容がない場合

利益相反1～11：筆頭演者 該当無し、研究責任者 該当無し

・該当する報告内容がある場合

利益相反1～11：筆頭演者 利益相反開示事項●（〇〇製薬）、左記以外は該当無し、
研究責任者 利益相反開示事項●（□□株式会社）、左記以外は該当無し

[掲載例（学術大会 スライド）]

・該当する報告内容がない場合

第〇回日本緩和医療学会学術大会
COI 開示

演題名：ロゴマーク使用の有用性に関する検討
発表者名：神戸次郎、横浜花子、京都太郎

**発表内容に関連し、
主発表者及び発表責任者には、
開示すべきCOI 関係にある企業等はありません。**

・該当する報告内容がある場合

※報告事項がある場合は、該当項目を全て記載してください。

第〇回日本緩和医療学会学術大会
COI 開示

演題名：ロゴマーク使用の有用性に関する検討
発表者名：神戸次郎、横浜花子、京都太郎

発表に関連し、開示すべきCOI 関係にある企業等は以下の通りです

主発表者：神戸次郎	発表責任者：京都太郎
① 講演料：Wファーマ	① 顧問料：Z薬品
② 原稿料：U薬品工業	② 特許使用料：X薬品工業
③ 研究費：T製薬、研究費区分	③ 講演料：Wファーマ
④ 寄附講座：S製薬、寄附講座名称	④ 原稿料：V製薬
	⑤ 原稿料：U薬品工業
	⑤ 研究費：T製薬、研究費区分
	⑥ 寄附講座：S製薬、寄附講座名称

Q4 座長が当日の進行でスライドを使わない場合は、発表時の利益相反報告はどのようにすればよいでしょうか。

A4 学会当日に座長がスライドを使わない場合は利益相反開示のスライドを準備する必要はありませんが、抄録集上で利益相反の開示をお願いします。

Q5 一般演題や PAL ポスター発表の座長についても、利益相反の開示が必要でしょうか。

A5 指定演題と一般演題・PAL ポスター発表との間に、利益相反に関する相違はないと考えられるため、全ての座長に利益相反の開示をお願いします。

Q6 ファシリテーターにも利益相反の確認が必要でしょうか。

A6 当会では発表者に自己申告をお願いしているため、原則としてファシリテーターも利益相反の報告をお願いします。

Q7 海外特別講演の講師にも利益相反の確認が必要でしょうか。

A7 学術大会 COI フォーマット(英文・指定演者用)がありますので、必要な場合は学会事務局までご連絡ください。

Q8 家族が企業の役員をしています。自分自身は株をもっていますが、学術大会の発表において、利益相反を報告する必要はありますか。

A8 医学系研究を実施する研究機関および研究者は、組織・団体から当該研究者に提供される経済的な利益(金銭など)やその他の関連する利益(物品、役務、地位や利権など)に関する利益相反情報を適切に開示することが求められています。特定の企業の株式の保持については、研究活動や学会発表によって企業への利益誘導のリスクがある場合には申告しておく必要がありますが、そうでなければ申告の必要はありません。しかし、ご自身では研究・学会発表に関係ないと考ええるような企業活動であっても、社会からみた場合に関係性を疑われるような場合には、申告していただく方がよいと考えます。第三者から利益誘導の疑いをもたれうる状況を回避し、研究者及び研究機関に対する根拠のない誤解を避けることが、透明性を担保しながら産学連携を推進していくことにつながります。

Q9 学術大会での発表内容と関係なく、治験や共同研究契約で受け取っている研究費の金額が1団体あたりから100万円以上は全て申告するように求められています。学術大会での発表と関係しているものであれば理解できますが、関係ないものまで求められるのはどのような理由からですか。

A9 「報告対象とする企業等」が研究費を出している場合に報告をお願いしています。演題の研究そのものに研究費を出していなくとも、発表者や研究責任者との間に一定の利益相反関係があると考えられるため、報告を求めています。

Q10 学術大会の組織委員に就任予定です。学会の別の委員の就任時に既に利益相反を提出しています。再度提出が必要でしょうか。

A10 学会の役職に就いている先生は就任前報告、定期報告にて利益相反をご提出いただいておりますが、担当委員会や報告内容によって異なりますので、学術大会の組織委員の就任時にも改めて提出を求める場合があります。

Q11 事務局として大会長所属先の秘書を入れました。秘書は自己申告の対象者になりますか。

A11 秘書、事務補佐員など事務職の方は自己申告の対象者になりません。原則として、プログラムの企画、立案、運営等を行う方を対象としています。

Q12 支部学術大会では、利益相反の報告はどうすればよいでしょうか。

A12 学術大会に準じてご対応ください。